

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(3) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」における事務・権限の指定都市への移譲について

資料 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」における事務・権限の指定都市への移譲について

令和4年8月25日

消 防 局

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」における事務・権限の指定都市への移譲について

1 地方分権改革

「地方分権改革」とは、国から地方（都道府県・市町村）に、また、都道府県から市町村に、権限や税財源を移すとともに、国から地方への義務付け・枠付けなどの制約を最小限とすることによって、地域のことは地域で決定できる仕組みに変える改革です。
平成26年からは、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入され、地方の発意に根ざした取組が推進されています。

2 権限移譲に至った経緯

- 第1～12次地方分権一括法(H23～R4)
※ 事務・権限の移譲等を行うため、複数の法律を一度に改正するもの
- 第5次地方分権一括法(H27. 6. 26公布)
高圧ガス保安法における事務・権限を指定都市に移譲（H30. 4. 1から）
- 第12次地方分権一括法(R4. 5. 20公布)
液化石油ガス法における事務・権限を指定都市に移譲（R5. 4. 1から）
- 平成27年6月に「第5次地方分権一括法」が公布され、平成30年4月から高圧ガス保安法（コンビナート地域を除く。）に係る事務・権限が指定都市に移譲されました。
- 令和元年の提案募集において、熊本市から高圧ガス保安法と深い関係にある液化石油ガス法における事務・権限について、都道府県から指定都市へ移譲することを求める提案があり、国で検討が行われました。
- 令和4年5月に「第12次地方分権一括法」が公布され、令和5年4月から液化石油ガス法に係る事務・権限が都道府県から指定都市に移譲されることになりました。

3 業務内容等

- 液化石油ガス法の目的
一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的としています。
※ 「一般消費者等」には、液化石油ガスを燃料として生活のために使用する一般消費者の他に、消費の様態が類似している者（飲食店での調理、ホテルの湯沸かし）も含まれます。
- 移譲される業務の内容
液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定、貯蔵施設、特定供給設備及び充填設備の設置等の許可、各種届出の受理、立入検査等
- 液化石油ガスの規制
・一般消費者等が燃料として生活のために使用：民生用 ⇒ 液化石油ガス法適用
（例）ガスコンロ、給湯器、冷暖房等
・その他の用途のために使用：工業用 ⇒ 高圧ガス保安法適用
（例）鉄鋼、化学原料用、自動車用燃料等



●市内の液化石油ガス法に係る主な施設等の数 (令和4年8月1日現在)

液化石油ガス販売事業者：70	保安機関：68 液化石油ガス設備の点検等を行う機関	特定供給設備：1 貯蔵能力1トン以上の貯槽等を備える設備
充填設備：9 貯槽等に直接充填するための車両	特定液化石油ガス設備工事事業者：141 金属管とガスメーターの接続等特定の工事を行う事業者	

4 権限移譲による効果

消防の特色を發揮

I 統一的指導
液化石油ガス販売事業者等に対し、川崎市が行っている高圧ガスの保安業務と統一的な指導監督が行えるようになり、保安体制が充実します。

II 災害の予防
消防法令が適用される建物、高圧ガス及び危険物施設の立入検査並びに災害対応により培われたノウハウを活かし、液化石油ガス販売事業者等に対し一体的かつ効率的に立入検査を行うことで、災害の発生防止に繋がります。

III 災害対応力の向上
消防が液化石油ガス販売事業者や貯蔵施設を詳細に把握することで、災害発生時に、より効果的な消防活動が可能となり、被害の軽減に繋がります。

IV 事務手続の効率化
液化石油ガスに係る事務手続を川崎市で行うことが可能となり、高圧ガスの事務手続と窓口が一本化されることで液化石油ガス販売事業者等の負担軽減に繋がります。

市民の安全・安心の向上

一例

権限移譲前

- ・液化石油ガス法は神奈川県、高圧ガス保安法は川崎市が許可等を行う。
- ・民生用と工業用の両方の事業を実施する場合は、液化石油ガス法及び高圧ガス保安法双方の手続きが必要。

権限移譲後

- ・川崎市が一体的に所管することで、行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等が可能となる。
- ・両法に係る窓口が一本化されることにより、事業者の利便性向上が図られる。

高圧法適用 川崎市 ← 民生用と工業用の両方の液化石油ガスを販売する事業者 → 液化法適用 神奈川県 川崎市

5 今後の取組

液化石油ガス販売事業者の登録等に係る手数料徴収事務を神奈川県から引き継ぐため、令和4年度中の川崎市議会定例会において、川崎市消防手数料条例の一部改正について提案させていただく予定です。
また、令和4年度中に事務執行に必要な規程類の整備を適切に行います。